五、株式会社長崎屋に対する件

昭和四十四年（排）第二十二号

排除命令

東京都中央区日本橋橘町八番地

株式会社　長崎屋

右代表者　代表取締役　岩田孝八

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社長崎屋は、同社野方店において、昭和四十三年十二月一日から同月十五日までを期間とし、「歳末特別大廉売デラックス景品付き」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社長崎屋は、肩書地に主たる事務所を置き、総合衣料品、家庭用電気器具、靴および時計の販売業を営む事業者である。

同社は、同社野方店において、一般消費者を対象に、「歳末特別大廉売デラックス景品付き」と称して、昭和四十三年十二月一日から同月十五日までの期間に、二千円買上げごとに抽せん券一枚（五百円買上げごとに補助券一枚）を与え、抽せん券一枚または補助券四枚で一回抽せんを行ない、特賞カラーテレビ（九万八千円相当）一本、一等ポータブルテレビ、洗たく機またはジューター（いずれも一千五千円相当）のいずか一点を三本、二等石油ストーブ、電気コタツ、プレイヤー、組座布団またはズボンプレッサー（いずれも三千円相当）のいずれか一点を十本その他の景品類を提供する旨を表示したチラシ五万枚を昭和四十三年十一月下旬に、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞および産経新聞に折り込んで、東京都中野区野方周辺の地域に配布し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引価額は、二千円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中特賞および一等の景品類は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社長崎屋の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年六月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子